



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 イーグル工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鶴 鉄二
(コード番号 6486 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 吉川智明
(TEL. 03-3432-3892)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められ、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定に変更するものであります。なお、当該変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に</p>

より、 <u>社外監査役</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	より、 <u>監査役</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上